

## 6 終息期（後パンデミック期）

### (1) サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴う医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑い症例を含む）の発生動向について把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ これまで実施してきた発生動向調査等について、必要に応じた見直しを行う。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）

### (2) 情報提供・相談

#### ア 情報提供

- ・ 「終結宣言」が発表されるまでは、患者発生状況、相談体制及び医療体制等について、ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。（保健薬務課、県民文化課国際室、危機管理室）
- ・ 「終結宣言」が発表されるまでは、市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、引き続き情報提供を行う。（保健薬務課）

#### イ 相談

- ・ 「終結宣言」が発表されるまでは、県庁、総合支庁及び保健所に設置した相談窓口の体制を継続する。なお、必要に応じて、相談窓口の体制について見直しを行う。（県庁、総合支庁、保健所）

### (3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

#### ア 学校

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課）

#### イ 事業所

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（関係各課）

#### ウ 社会福祉施設

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（健康福祉部）

#### エ 国際航空・船舶

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（関係各課）

#### オ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（関係各課）

カ 在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）

- ・ 一人暮らしの在宅療養者や保護者・介護者が不在となった児童、高齢者、障害者等の把握に努め、必要な援護を行うよう市町村に要請する。（健康福祉部⇒市町村⇒在宅療養者）

キ 海外渡航、観光客、駐在員

- ・ 感染拡大防止対策を終了する。（関係各課）

(4) 医療体制

- ・ 新型インフルエンザの発生状況を見ながら、医療体制の見直しについて検討を行う。（保健薬務課、健康福祉企画課）